

## 農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会会長 殿

年 月 日

譲渡人 印

譲受人 印

下記農地(採草放牧地)について } 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その他使用収益権 ( ) } を } 移転  
設定(期間 年間) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人				
譲受人				

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付して下さい。)

土地の所在				地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額 (円) <small>[10a当たりの額]</small>	所有者の氏名 又は名称  <small>現所有者が登記簿と異なる場合</small>	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市町村名	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
							[ /10a ]	[ ]		
							[ /10a ]	[ ]		
							[ /10a ]	[ ]		
							[ /10a ]	[ ]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

①時期 ( ) ②対価 ( )  
③賃借料等の給付の種類および額 ( ) ④契約期間 ( )

年 月 日

上記申請については、下記条件を附して許可します。

農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可をするので、毎事業年度の終了後3箇月以内にその農地(採草放牧地)の利用状況について、許可権者に報告すること。

申請人訂正欄 ※漢数字を使用する 字挿入 字抹消	担当者確認欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消	許可権者訂正欄 ※申請人は記入しない 字挿入 字抹消
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p>申請人印</p>		<p>年 月 日 訂正・再交付</p>

【教示】裏面を読んでください。

## 様式第2号の1（裏面）

### [注意事項]

「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。

### [教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

### [記載要領]

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、「住所」欄は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄は法人の名称及び代表者の氏名を、「職業」欄はその業務の内容をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 「3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

様式第2号の1-①

申請書1の欄の申請者の氏名等

申請者	氏名	押印	年齢	職業	住 所
譲渡人					
譲受人					

申請書2の欄の許可を受けようとする土地の所在等

土地の所在				地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名 又は名称 現所有者が 登記簿と異 なる場合	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市町村名	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		
							[ /10a]	[ ]		

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

1-1

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積（農地・採草放牧地）の状況

特例（集約的に行われる事業等）の該当有無 有 無 ※「有」の場合は、様式第1号-③添付

[経営地]

(単位: m<sup>2</sup>)

	今回権利を取得する土地①	所有地		所有地以外の土地		経営面積合計 ①+②+③
		自作地②	貸付地	借入地③	貸付地	
田						
畑						
樹園地						
計						
採草放牧地						

[非耕作地]

	所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由
		登記	現況		
非耕作地	所有地				
	所有地以外の土地				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 <農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況

- 作付（予定）作物、作物別の作付面積 ……営農計画書の添付
- 大農機具又は家畜

		大農機具				
		耕うん機	トラクター	農薬散布機	草刈機	その他 ( )
確保	所有	台	台	台	台	
	リース	台	台	台	台	
導入	所有	台	台	台	台	
	リース	台	台	台	台	
予定	資金繰り	該当するものに○を付すこと 自己資金・金融機関からの借入れ・ その他 ( )				

家畜				
乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他 ( )
頭	頭	頭	羽	

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りに関しても記載してください。

2 <農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載)  
その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

3 <農地法第3条第2項第3号関係>  
信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載)

--

4 <農地法第3条第2項第1号及び第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)  
権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への  
従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) 農作業に従事する者

	氏名	年齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	農作業経験の状況	通作距離・時間	
権利取得者							km・分	
世帯員等その他常時雇用 (構成員)							km・分	
							km・分	
							km・分	
							km・分	
							km・分	
現在： 名 ・ 増員予定： 名 (農作業経験の状況： )								
臨時雇用	年間延日数 日							
	年間延人数	現在： 名	(農作業経験の状況： )					
		増員予定： 名	(農作業経験の状況： )					

(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)  
(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(記載要領)

- 1 農作業経験等の状況の記入例 農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年
- 2 通作距離及び距離は、住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間を記載して下さい。

5 <農地法第3条第2項第7号関係>

周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

6 その他参考となるべき事項

--

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I-① 一般申請記載事項（経営面積の特例・転貸）

1 <農地法第3条第2項第5号関係>（経営面積の特例の場合のみ記載）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）以下のいずれかに該当する場合は、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあるに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。  
（「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

2 <農地法第3条第2項第6号関係>（転貸する場合のみ記載）

転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項（農地法第3条第3項関係）

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

1 <農地法第3条第3項第1号関係>

使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

（留意事項）

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

2 <農地法第3条第3項第2号関係>

地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

（例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。）

3 <農地法第3条第3項第3号関係>（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載）

その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名 ( )

(2) 役職名 ( )

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況 ( ) 日)

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間

: (年 月)

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間: (年 月 (直近の実績))

(年 月 (見込み))

## 農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

**Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項**

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合  
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合  
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合



(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

## 農地所有適格法人としての事業等の状況

&lt;農地法第2条第3項第1号関係&gt;

## 1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

## 1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない 事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年(実績 又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の 提供面積 (㎡)		農業への 年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：  日

- (2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

様式第2号の1(別紙)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
  
- 2 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
  
- 3 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
  
- 4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
  
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
  
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

## 耕 作 証 明 願

平成 年 月 日現在における農業経営に供すべき農地等の耕作状況は下記のとおりであることを証明願います。

平成 年 月 日

申 請 人

住 所

氏 名

印

農業委員会会長 殿

記

土地の所在				地 目		面 積 m <sup>2</sup>	利用 状況	耕 作 者	
市町村	大 字	字	地 番	登記簿	現 況			氏 名	利用権原
合 計									

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

農業委員会会長

印



農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

印

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備 考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所有者 氏 名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備 考
	登記簿	現況			権 利 者 の氏名	権利の種類、内容	

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容



## 様式第2号の4

### (記載要領)

- 1 本文には所要の権利及び設定、移転の別を記載してください。
- 2 届出者の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 記の3の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出人（譲受人）  
 主たる事務所の所在地  
 農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 印  
 譲渡人 住所  
 氏名 印

下記農地（採草放牧地）に農地中間管理権を取得したいので、農地法第3条第1項第14号の2の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
譲渡人			
譲受人			

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積 (㎡)	所有者氏名	所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合		備考
	登記簿	現況			権利者氏名	権利の種類・内容	

3 取得しようとする農地中間管理権の種別（以下のうち該当するものに印を付してください。）

- 賃借権
- 使用貸借による権利
- 所有権（農地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得するもの）

4 農地中間管理権の取得に係る契約の内容

様式第 2 号の 5

(記載要領)

- 1 記の 2 の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 2 記の 3 の「取得しようとする農地中間管理権の種別」には該当する権利にレ点を記載してください。
- 3 記の 4 の「農地中間管理権の取得に係る契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

## 受 理 通 知 書

番 号  
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

農業委員会会長名 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号（14号の2）の規定による届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
譲渡人		
譲受人		

2 土地の所在等

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	権利の種類	権 利 の 設 定 又 は 移 転 の 別
	登 記 簿	現 況			

3 届出書が到達した日

平成 年 月 日

## 様式第2号の6

### (記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

#### 〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

## 農地等の利用状況報告書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所  
氏名 印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、下記のとおり報告します。

### 記

1 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者の氏名等

氏名	住所

2 報告に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積(又は栽培面積)	生産数量	反 収	備 考
	登記簿	現況					

3 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人の状況

氏 名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

## 様式第2号の7

### (記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告する者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。
- 4 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 6 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 7 記の5の「業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「農林水産省令で定める使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

農地法第3条の2第1項の規定による勧告書

番 号  
平成 年 月 日

住所  
氏名 殿

農業委員会会長名 印

貴殿が農地法第3条の2第1項第〇〇号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第3条第1項の許可を取り消しますので御留意願います。

記

1 農地(採草放牧地)の所在等

所在・地番	地 目		面積 (㎡)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第3条の2第1項第〇号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

平成 年 月 日

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。



指令第 号  
平成 年 月 日

許可取消し通知書

住所  
氏名 殿

農業委員会会長名 印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 当事者の住所、氏名

譲渡人(設定者) 住所  
氏名  
譲受人(被設定者) 住所  
氏名

2 許可を取り消す農地等

所在・地番	地 目		面積(m <sup>2</sup> )	備 考
	登記簿	現 況		

3 農地法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当する事由

## 様式第2号の9

### (記載要領)

- 1 本文には取り消しの対象となる許可の指令書の日付・番号を記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

#### 〔教示〕

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みません。）を記載しなければなりません。）正副2通を沖縄県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第3条の3の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所  
氏名 印

下記農地（採草放牧地）について、〇〇により〇〇を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

- 1 権利を取得した者の氏名等

氏名	住所

- 2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
	登記簿	現況		

- 3 権利を取得した日 平成 年 月 日

- 4 権利を取得した事由

- 5 取得した権利の種類及び内容

- 6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

農委第 号
<p>上記の届出についてはこれを受理したので通知します。                  なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農業委員会会長</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>

(記載要領)

- 1 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 5 記の4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
- 6 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
- 7 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

## 不受理通知書

番 号  
平成 年 月 日

届出者 住所  
氏名

農業委員会会長名 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条の3の規定による届出については以下の理由により受理しません。

1 権利を取得した者として届出があった者の氏名等

氏名	住所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
	登記簿	現況		

3 理由

様式第2号の10関係

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

## 農地所有適格法人報告書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

### 記

#### 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名		
主たる事務所の所在地		
経営面積 (ha)	田	
	畑	
	採草放牧地	
法人形態		

#### 2 農地法第2条第3項第1号関係

##### (1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	

##### (2) 売上高

年度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
報告日の属する年 (実績又は見込み)		

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

--

農業関係者の議決権の割合

--

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計


農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。



4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への常時従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

## 様式第3号の1

### (記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
  
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
  
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
  
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
  
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
  
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
事業の 種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売 上 高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	その 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
	構 成 員 数	総 数	( )	( )	( )
		農地提供者 ①			
		農業常時従事者 ②			
農作業委託者 ③					

	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社（投資円滑化法第10条） ⑥			
	議決権の状況 （うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権）	（                    ）	（                    ）	（                    ）
	①～⑥以外の者 ⑦			
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
農業・農作業従事者の状況	理事等の総数			
	うち農業に常時従事する者の数 ⑧			
	うち農業に常時従事し、かつ農作業の従事する者の数 ⑨			
	（⑨が「0人」の場合） 農業に常時従事し、かつ農作業に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）				
備 考				

## 様式第3号の2

### (記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあつては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「法人形態」欄には、株式会社であつて株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 4 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
  - (1) 農業と併せ行う林業
  - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
  - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- 6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
- 7 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 8 「構成員数」欄には、
  - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に総株主の議決権の数を記載する。
  - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号へに該当する者の数を記載する。

「農地中間管理機構」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社の数を記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

9 「農業・農作業従事の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人においては理事、株式会社においては取締役、持分会社においては業務を執行する社員(以下「理事等」という。)の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であって、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無」欄は、その法人の重要な使用人(法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。)のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合に、要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、是正を勧告した翌年はその是正状況を記載する。

11 農地所有適格法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所(支店、支所、分場等)における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。

農地法第6条第2項の規定による勧告書

番 号  
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地  
農地所有適格法人の名称及び代表者の氏名 殿

農業委員会会長名 印

貴法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第6条第2項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなることのないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡しのあっせんを求めることができますので、御留意ください。

記

- 1 農地法第2条第3項各号に該当しないと認められる事由
- 2 講ずべき必要な措置の内容

表

第 号	農地法第14条第1項の立入調査 をする農業委員、農地利用最適化推進員 又は職員の身分証明書 氏 名：
上半身	上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、 貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする 職員であることを証明する。
前向写真	発 行 者： 発行年月日： 年 月 日
	生年月日： 年 月 日 (押出スタンプ)
	印

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするため必要があるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規定する推進委員をいう。次項において同じ。）又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格B8)



## 立入調査結果報告書

- 1 調査対象法人名
- 2 調査実施年月日
- 3 調査場所
- 4 調査内容  
(調査した帳簿、作業日誌その他の書類の種類)
- 5 判明した事実関係  
(調査によって判明した調査対象法人の経営概要、耕作状況等)
- 6 確認された不適正事項  
(要件を満たしていない事項又は要件を満たさなくなるおそれがある事項)

以上、調査内容及び調査結果について報告する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

調査担当者 農業委員会 氏名

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人



下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

1 申請人の住所等	住 所						職業	年令				
	県	市	町	番地								
	郡	村	番 号									
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在				地目		面積 (㎡)	利用 状況	10アール 当り普通 収 穫 高	耕作者 氏 名	市街化区域、市街化調整 区域の別、およびその他 参考となるべき事項	
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況						
計 ㎡ ( 田 ㎡、畑 ㎡ )												
3 転用計画	(1) 転用の目的			(2) 転用の詳細								
	1 一般住宅 2 農家住宅 3 その他( )											
	(3) 事業の操業 期間または 施設の利用 期間			年 月 から 年間								
(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要	工事計画	第1期(着工 年月～年月)				第2期(着工 年月～年月)				合計		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 申請人印             </div>
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	
	土地造成	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	建築物											
	工作物											
	計	/										
4 資金調達計画												
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要												
6 その他参考となるべき事項												
<p>沖縄県指令農第 号</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事</p> <p>平成 年 月 日</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 80px; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center;">上記申請については、別添の条件を附して許可します。</p>												
申請人訂正欄										漢数字を使用する  申請人は記入しない		
字 抹 消 字 そう入												
担当者確認欄												
字 抹 消 字 そう入										申請人は記入しない		
許可権者訂正欄												
字 抹 消 字 そう入										申請人は記入しない		
平成 年 月 日 訂正、再交付												

【注意事項】【教示】裏面を読んでください。

## 様式第5号の1(知事許可)

### 【許可条件】

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2-1 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を関係市町村農業委員会を経由して知事あて提出すること(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)。  
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 2-2 本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を関係市町村農業委員会を経由して知事あて報告すること(利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること)。
- 2-3 許可期間は、許可の日から平成 年 月末日までとし、期間内に農地へ復元すること。
- 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が利用の状況を適当と認めて発行する現況証明によること。

(注意)許可条件等については、許可権者以外加筆しないで下さい。

### 【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

### 【教示】

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。  
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。  
なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

### 【記載要領】

- 1 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 7 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 殿

申請人



下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

1 申請人の住所等	住 所						職業	年令			
	県	市	町	番地							
	郡	村	番 号								
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在			地目		面積 (㎡)	利用状況	10アール当り普通取 穫 高	耕作者氏名	市街化区域、市街化調整区域の別、およびその他参考となるべき事項	
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況					
	計 ㎡ ( 田 ㎡、畑 ㎡ )										
3 転用計画	(1) 転用の目的			(2) 転用の詳細							
	1 一般住宅										
	2 農家住宅										
	3 その他( )										
	(3) 事業の操業期間または施設の利用期間 年 月 から 年間										
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要										
	工事計画	第1期(着工 年月～年月)			第2期(着工 年月～年月)			合計		申請人訂正欄	
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	建築物										
	工作物										
	計	/									
4 資金調達計画											
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要											
6 その他参考となるべき事項											
〇〇〇指令〇〇第 号										漢数字を使用する	
平成 年 月 日											
〇〇〇農業委員会会長											
上記申請については、別添の条件を附して許可します。											
〇〇〇指令〇〇第 号										申請人訂正欄	
										字 抹 消 字 そう入	
										申請人は記入しない	
										申請人は記入しない	
平成 年 月 日										許可権者訂正欄	
										字 抹 消 字 そう入	
										申請人は記入しない	
平成 年 月 日										訂正、再交付	

【注意事項】【教示】裏面を読んでください。

## 様式第5号の1(権限移譲)

### 【許可条件】

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2-1 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を〇〇〇農業委員会あて提出すること(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)  
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 2-2 本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を〇〇〇農業委員会あて報告すること(利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)
- 2-3 許可期間は、許可の日から平成 年 月末日までとし、期間内に農地へ復元すること。
- 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が利用の状況を適当と認めて発行する現況証明によること。

(注意)許可条件等については、許可権者以外加筆しないで下さい。

### 【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

### 【教示】

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇農業委員会に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。  
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。  
なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇農業委員会を被告として(訴訟において市(町・村)を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

### 【記載要領】

- 1 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 7 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人  
譲渡人

(印)  
(印)

下記によって、転用のため農地（採草放牧地）の所有権（ ）を移転（ ）したいので、  
農地法第5条第1項の規定により、許可を申請します。

1 申請人の住所等	申請人	氏名	年齢	職業	住所							
	譲受人											
	譲渡人											
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在				地目		面積 (㎡)	利用 状況	10アール 当り普通 収 穫 高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合		市街化区域、市街 化調整区域の別、お よびその他参考とな るべき事項
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	
	計		㎡ ( 田		㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡ )					
3 転用計画	(1) 転用の目的		1 一般住宅 2 農家住宅 3 その他 ( )		(2) 権利を設定し、また は移転しようとする 理由の詳細							
	(3) 事業の換業 期間または 施設の利用 期間		平成 年 月 から 年間									
	(4) 転用の時 期および転 用の目的 に係る事業 または施設 の概要	工事計画		第1期(着工 年 月 ~ 年 月)		第2期(着工 年 月 ~ 年 月)		合計			申請人訂正欄	
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積		
土地造成												
建築物												
	工作物											
	計											
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: inline-block;"></div> 申請人印												漢 数 字 を 使 用 す る
4 権利を移転 または設定 しようとする 契約の内容		(1) 権利を移転し、または設定しようとする時期		(3) 賃借料等の給付の種類および額								
5 資金調達計画		(2) 対 価		(4) 契約期間								
6 転用すること によって生ず る付近の土 地・作物・家 畜等の被害 防除施設の 概要												
7 その他参考 となるべき事 項												
沖縄県指令農第 号  <div style="text-align: right; margin-right: 20%;">                     沖縄県知事                       平成 年 月 日                 </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin-left: auto; margin-right: 0;"></div> <p style="text-align: center;">上記申請については、別添の条件を附して許可します。</p>												申 請 人 は 記 入 し な い
許可権者訂正欄 字 抹 消 字 そう入												
平成 年 月 日 訂正、再交付												
<p>【注意事項】【教示】裏面を読んでください。</p>												

## 【許可条件】

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2-1 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を関係市町村農業委員会を經由して知事あて提出すること(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)。なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 2-2 本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を関係市町村農業委員会を經由して知事あて報告すること(利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)
- 2-3 許可期間は、許可の日から平成 年 月末日までとし、期間内に農地へ復元すること。
- 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が利用の状況を適当と認めて発行する現況証明によること。

(注意)許可条件等については、許可権者以外加筆しないで下さい。

## 【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

## 【教示】

- この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項に記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において県を代表する者は沖縄県知事となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 【記載要領】

- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。
- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

様式第5号の2(権限移譲)

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

〇〇〇農業委員会会長 殿

譲受人 (印)  
譲渡人 (印)

下記によって、転用のため農地（採草放牧地）の所有権（ ）を移転（ ）したいので、  
農地法第5条第1項の規定により、許可を申請します。

1	申請人の住所等	申請人 氏名	年齢	職業	住所							
		譲受人										
		譲渡人										
2	許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在			地目		面積 (㎡)	利用 状況	10アール 当り普通 収 穫 高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	市街化区域、市街 化調整区域の別、お よびその他参考とな るべき事項	
		市町村	大字	字	地番	登記簿	現況			権利の 種類	権利者の氏 名又は名称	
		計 ㎡ ( 田 ㎡、畑 ㎡、採草放牧地 ㎡ )										
3	転用計画	(1) 転用の目的		1 一般住宅 2 農家住宅 3 その他 ( )		(2) 権利を設定し、または 移転しようとする 理由の詳細						
		(3) 事業の換業 期間または 施設の利用 期間 平成 年 月 から 年間										
		(4) 転用の時 期および転 用の目的 に係る事業 または施設 の概要		第1期(着工 年 月 ~ 年 月)		第2期(着工 年 月 ~ 年 月)		合計		申請人訂正欄		
		工事計画	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		土地造成										
		建築物										
		工作物										
		計										
4	権利を移転 または設定 しようとする 契約の内容	(1) 権利を移転し、または設定しようとする時期				(3) 賃借料等の給付の種類および額						
		(2) 対 価				(4) 契約期間						
5	資金調達計画											
6	転用すること によって生ず る付近の土 地・作物・家 畜等の被害 防除施設の 概要											
7	その他参考 となるべき事 項											
<p>〇〇〇指令〇〇第 号</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇農業委員会会長</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>上記申請については、別添の条件を附して許可します。</p>												
<p>【注意事項】【教示】裏面を読んでください。</p>										<p>申請人訂正欄</p> <p>字 抹 消 字 そう入</p> <p style="text-align: center;">申請人印</p> <p>漢数字を使用する</p>		
<p>許可権者訂正欄</p> <p>字 抹 消 字 そう入</p> <p style="text-align: center;">申請人は記入しない</p>										<p>申請人訂正欄</p> <p>字 抹 消 字 そう入</p> <p style="text-align: center;">申請人は記入しない</p>		
<p>平成 年 月 日</p> <p>訂正、再交付</p>												



## 【許可条件】

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2-1 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を〇〇〇農業委員会あて提出すること(完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)  
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 2-2 本件許可後の施設利用開始日から3か月後及びその後6か月後に本件許可地の事業遂行状況を〇〇〇農業委員会あて報告すること(利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。)
- 2-3 許可期間は、許可の日から平成 年 月末日までとし、期間内に農地へ復元すること。
- 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が利用の状況を適当と認めて発行する現況証明によること。
- (注意)許可条件等については、許可権者以外加筆しないで下さい。

## 【注意事項】

許可条件に違反した場合(許可に係る土地を申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。))に従ってその事業の用に供しないときなど)及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

## 【教示】

- この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇農業委員会に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。  
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。  
なお、この場合、合わせて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇農業委員会を被告として(訴訟において市(町・村)を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取り消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 【記載要領】

- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。
- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 「2 許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。また、申請に係る土地が、一筆の農地等のうち一部を転用し、所有権移転等により地目変更等の登記手続きを要する場合には、申請前に分筆を行うなど申請面積が申請後に変更となることがないようにしてください。

様式第5号の1・第5号の2-②

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	押印	住所	職業	年齢
譲受人					
譲渡人					

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	土地の所在				地目		面積 (㎡)	10アール 当たり普通 収穫高	利用状況	耕作者 の氏名
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況				
計 筆	㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)			

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。



## 資金計画書

### 必要資金（経費）

土地購入費（賃借料）	_____	円
土地造成費	_____	円
建物建築費	_____	円
施設備品費	_____	円
その他経費	_____	円
合 計	_____	円

### 資金調達

自己資金	_____	円
借入金	_____	円
補助金等	_____	円
合 計	_____	円

### 添付書類

自己資金	(	)
借入金	(	)
補助金等	(	)

- 注) 1 必要資金（経費）には、申請に係る事業の目的を達成するために必要な資金を記載して下さい。
- 2 賃借料は、土地の賃貸借契約を結ぶ際に必要な諸経費（敷金、礼金、保証料、仲介手数料、事務手数料、前払い賃料等）を記載すること。

(〇〇〇〇) 設置事業計画書

事業計画者	住 所		氏 名	職業又は主要業務	
申 請 地					
既存の( )の 状況 ( 月 日現在)	所在地	面積	資材( )の種類	数量	保管方法
新たに( ) を必要とする 具体的理由					
申 請 地 を 選定した理由 事業所等との 位置的關係等					
申 請 地 の 利 用 計 画	資材、設備等の種類		数 量	必 要 面 積	保管方法・その他
附帯施設の 計 画	種 別	数 量	面 積	構 造 ・ そ の 他	
隣接地等への 被害防除及び 保安措置等					
その他特記 事項					

- 注) 1 申請人の職業・業務について行政庁の営業免許等を要するものはその写しを添付すること。  
 2 既存の置場の状況資料として位置図及び平面現況図（又は写真）を添付すること。  
 3 申請地の利用計画及び附帯施設計画については平面図を添付すること。  
 4 各事項ともできるだけ具体的に箇条書きに整理して記入すること。

農地法第 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

平成 年 月 日  
農業委員会

申請に係る事項	申請者の住所・氏名	譲受人	住所		氏名							
		譲渡人	住所		氏名							
	申請に係る土地	所在地番										
		地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡		
10a当り平均収穫高		田		畑		採草放牧地		その他				
	申請土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域						
事業計画	用途 (住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)											
	工事計画	着工			年	月	日	完了			年	月
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分					申請 条 項	条項	農地	採草放牧地	その他		
	許可基準に定める農地の区分の該当事項						法第4条	所有権に基づく転用	㎡			
	該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)						法第4条	その他( )	㎡			
	転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	面積	甲種農地	第1種農地	その他		計	法第5条	所有権移転	㎡	㎡	
			第1種農地	その他	計			法第5条	賃借権設定・移転	㎡	㎡	
		割合						法第5条	地上権設定・移転	㎡	㎡	
							その他( )	㎡	㎡			
	検討事項	意見	意見決定の理由			関連する農地法関連手続	※手続の状況					
	1 転用の区分と転用目的 申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由 2 資力及び信用 3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無 4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性 5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み 6 農地以外の土地の利用見込み 7 計画面積の妥当性 8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性 9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無 10 一時転用である場合にはその妥当性 11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	適当	不適当				法第18条	合意解約	法第18条第6項	当事者協議中		
		適当	不適当					その他	未受付	検討中	送付済	
		適当	不適当				処分	申請	年 月 日			
		適当	不適当				農業委員会受付	年 月 日				
		適当	不適当				意見決定	年 月 日				
		適当	不適当				知事に送付	年 月 日				
		適当	不適当				指令書接受	年 月 日				
適当		不適当	※知事の処分				許可条件付	一部許可無条件	不許可			
適当		不適当					年 月 日					
適当		不適当	申請者に通知				年 月 日					
特定土地改良事業等関係		事業の種類	事業施行者				施行面積	申請に係る面積	施行時期	申請地に係る土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 計画区域外 (告示 年 月 日)										
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類 決定なし										
申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内 振興地域外 (告示 年 月 日)										
	農用地区域決定の有無	農用地区域内 農用地区域外 (決定 年 月 日)										
総合意見												
許可が相当と認められる場合に付すべき条件												
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有・無											
意見の概要												

## 様式第5号の6

### (記載要領)

- 1 「申請土地の所在する区域」、「意見」「手続の状況」及び「知事の処分」の欄には、該当するものに○印を付する。
- 2 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 6 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付する。また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見の概要を記載する。

農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書

平成 年 月 日  
沖 縄 県

申請者の住所等	譲受人	住所	氏名						
	譲渡人	住所	氏名 外 名						
申請に係る土地	所在地番	市町 郡村 外 筆							
	地目別面積	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
	10a当たり平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草放牧地	Kg	当該市町村の平均	Kg
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間			
		設定・移転							
農地の区分									
許可基準に定める農地の区分の該当事項									
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)									
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積		(参考)全体面積	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
割合 % % % % % % % 100%									
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者		施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)			
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類		決定なし					
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)			
	農用地区域決定の有無	農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)			
転用目的									
転用目的に係る事業又は施設の概要	名称	棟数		建設面積		所要面積			
	土地造成					m <sup>2</sup>			
	建築物	棟		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	小計	棟		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	工作物	棟		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
	小計	棟		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
合計 棟 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>									
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防除するための措置等の妥当性の概要									
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要									
許可条項及び説明									
付すべき条件									
協議に際して特記すべき事項									

記載要領

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。



営農型発電設備の改築に係る報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様  
(〇〇〇農業委員会経由)

住所  
氏名 (転用許可を受けた者) 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた営農型  
発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

--

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 平成 年 月 日  
イ 完了予定年月日 : 平成 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

--

(添付書類)

- ① (改築後の) 営農型発電設備の設計図
- ② 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

様式第5の9

営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様  
(〇〇〇農業委員会経由)

住所  
氏名 (転用許可を受けた者) 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた営農型  
発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型発電設備を平成 年 月 日までに撤去すると  
ともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

## 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書 及び当該農地における営農への影響の見込み書

作成年月日 平成 年 月 日

営農者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 設置者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 土地 所在・地番 \_\_\_\_\_

### 1. 営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要

	総面積 (㎡)	農地種別		
		田	畑	樹園地
営農型発電設備の下部の農地面積				
上記の農地と一体として営農を行う農地面積				
合 計				

(記載要領)

- ・「営農型発電設備の下部の農地面積」は、当該設備の直下の農地及び当該設備により日陰が生じる農地の面積を記入してください。当該設備の直下の農地とは、当該設備の水平投影面積をいいます。また、当該設備により日陰が生じる農地とは、原則、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいいます。  
 なお、当該設備により日陰が生じる農地の面積が明らかではない場合には、当該設備の直下の農地面積のみを記載してください。
- ・「上記の農地と一体として営農を行う農地面積」とは、営農型発電設備の下部の農地の存する一区画の農地のうち、下部の農地と一体的に営農を行う農地をいいます。

### 2. 営農型発電設備を計画している農地の営農計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)
1 年目	-----	-----
2 年目	-----	-----
3 年目	-----	-----

(記載要領)

- ・ 「作付面積」は、営農型発電設備の下部の農地面積を記載してください。
- ・ 各年の「作付面積」の合計は、通常、1に記載した「営農型発電設備の下部の農地面積」と一致します。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目													
2年目													
3年目													

(記載要領)

- ・ 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合 にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

### 3 営農への影響の見込み

#### (1) 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

（記載要領）

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を具体的に記載してください。

#### (2) 効率的な農作業の実施

##### ア 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高：	最高地上高：	

##### イ 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

（記載要領）

- ・ 営農型発電設備の支柱の高さ及び間隔、2の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

#### (3) 下部の農地の単収

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B × 100 (%))	地域の平均的な単収の根拠

（記載要領）

- ・ 「単収見込み」は、2の(1)の「第1年目」の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。なお、地域の平均的な単収が存在しない作物を生産する場合には、自然条件に類似性のある他地域の平均的な単収を記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

様式第5の11

営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

平成 年 月 日

〇〇〇知事 様  
(〇〇〇農業委員会経由)

住所  
氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けた農地に  
係る営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、下記のとおり報  
告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	( $\text{m}^2$ )

2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏名	備考

3 営農型発電設備の下部の農地における単収等

作付作物	作付面積 ( $\text{m}^2$ )	単収 ( $\text{kg}/10\text{a}$ )	地域の平均的な単収 ( $\text{kg}/10\text{a}$ )	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備考

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見 (具体的に記載してください。)

確認年月日 平成 年 月 日

知見を有する者 所属  
役職・氏名  
連絡先

(留意事項)

- 1 収穫直前の、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。  
なお、当該写真は、下部の農地全体の農作物の生育状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。
- 2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください。
- 3 本資料は、許可した土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。  
① 許可を受けた営農型発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）  
② 許可を受けた営農型発電設備の下部の農地の面積
- 2 「2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。
- 3 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「単収」欄は、許可に係る営農型発電設備の下部の農地の単収を記載してください（作付面積全体の単収ではありません。）。また、出荷した場合には、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 4 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。  
なお、地域において比較する農地がない場合は、許可申請書に添付した「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」に記載した「地域の平均的な単収」を記載してください。
- 5 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- 6 「3 営農型発電設備の下部の農地における単収等」の「遮光率」欄について、営農型発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。
- 7 営農型発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載ください。
- 8 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、ご注意ください。

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所  
氏名 印

### 利用状況報告書（第 回）

平成 年 月 日付け沖縄県指令農第 号(農地法第 条許可)により許可を受けた土地利用状況を下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 転用許可地の所在
- 2 転用面積  $\text{m}^2$
- 3 転用目的
- 4 添付書類
  - ①現場写真（四方撮影4枚）（撮影日：平成 年 月 日）
  - ②上記写真の撮影方向を示す図面
  - ③許可書の写し

#### 農業委員会の進達意見

- 事業計画どおり利用されていると認められる。
- 事業計画どおり利用されているとは認められない。

理由

---

---

---

平成 年 月 日

農業委員会会長名

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。



様式第6号の2

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 へ

農業委員会会長名 印

### 農地転用後の利用状況の報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告がありますので、意見を付して進達します。

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所  
氏名 印

### 復元完了報告書

農地法第 条第 項の規定により一時転用許可がなされている土地の復元が完了したので下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 許可年月日 平成 年 月 日
- 2 許可指令番号 沖縄県指令農第 号
- 3 転用許可地の所在
- 4 転用目的
- 5 転用面積  $m^2$  (全体面積  $m^2$ )
- 6 復元方法
- 7 添付書類 ①現場写真(四方撮影4枚)(撮影日平成 年 月 日)  
②上記写真の撮影方向を示す図面  
③許可書の写し

#### 農業委員会の進達意見

- 農地に復元されていると認められる。
- 農地に復元されていると認められない。

理由

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

平成 年 月 日

農業委員会会長名

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

様式第 6 号の 4

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 へ

農業委員会会長名 印

農地の一時転用後の復元完了報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告がありますので、意見を付して進達します。

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所  
氏名

印

### 工事進捗状況報告書

平成 年 月 日付け沖縄県指令農第 号(農地法第 条許可)で許可のあった件について、次のとおり第 回工事進捗状況を報告致します。

#### 1 事業概要

目的										
所在地										
面積	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>

#### 2 工事進捗状況

全体事業費	前回までの進捗率		今までの進捗率		
千円	%		%		
工事内容別進捗状況	全体実施設計	整地	施設		
	%	%	%	%	%
工事における問題点					

#### 3 その他問題点

--

#### 4 添付書類

- ① 現場写真(四方撮影4枚)(撮影日:平成 年 月 日)
- ② 上記写真の撮影方向を示す図面
- ③ 許可書の写し

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

様式第6号の6

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 へ

農業委員会会長名 印

転用許可に係る工事の進捗状況報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告書を進達します。

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

転用事業者 住所  
氏名

印

## 工事完了報告書

農地法第 条第 項の規定により許可がなされている土地の工事が完了したので下記のとおり報告します。

### 記

- 1 許可年月日 平成 年 月 日
- 2 許可指令番号 沖縄県指令農第 号
- 3 転用許可地の所在
- 4 転用目的
- 5 転用面積  $\text{m}^2$  (全体面積  $\text{m}^2$ )
- 6 工事期間 着工 平成 年 月 日  
完了 平成 年 月 日
- 7 添付書類
  - ① 現場写真(四方撮影4枚)(撮影日平成 年 月 日)
  - ② 上記写真の撮影方向を示す図面
  - ③ 許可書の写し

※上記の転用事業者は、第4条許可の場合は申請人、第5条許可の場合は譲受人となる。

様式第6号の8

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 へ

農業委員会会長名 印

転用許可に係る工事の完了報告について(進達)

みだしのことについて、別紙のとおり報告書を進達します。

農地法第4条第8項の規定による協議書

平成 年 月 日

地方農政局長等  
(都道府県知事)

殿

協議者名

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第8項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道府県		郡市		町村		番地			
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の 氏名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別	
	郡市		登記簿	現況						㎡
	町村									
	計	㎡ (田		㎡、畑		㎡)				
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用途		事由の詳細						
		(2) 施設の利用期間		年 月 日から 年間						
	(3) 転用の時期及び 転用の目的に係る 事業又は施設の概 要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)			第2期		合計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積
		土地造成	/	/	/	㎡	/	/	㎡	
		建築物			㎡			㎡		
		小計	/							
工作物		/								
小計	/									
計	/									
4 予算措置等の状況										
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要										
6 その他参考となるべき事項										

(記載要領)

- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。



農地法第5条第4項の規定による協議書

平成 年 月 日

地方農政局長等  
(都道府県知事)

殿

協議者名

印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所				職業				
	譲受人		都道府県	郡市	町村	番地					
	譲渡人		都道府県	郡市	町村	番地					
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a 当たり普通収穫高	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
			登記簿	現況				権利の種類	権利者の氏名又は名称		
	郡市	町村			m <sup>2</sup>						
	計				m <sup>2</sup> (田)	m <sup>2</sup> (畑)	m <sup>2</sup> (採草放牧地)	m <sup>2</sup>			
3 転用計画	(1) 転用の目的		(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 施設の利用期間		年 月 日から 年間								
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期		合計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積		棟数	建築面積	所要面積	
		土地造成			m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
		建築物			m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>		
小計											
工作物											
小計											
計											
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他			
		設定	移転								
5 予算措置等の状況											
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要											
7 その他参考となるべき事項											

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- 4 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

様式第7号の1・第7号の2-②

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所	職業
譲受人				
譲渡人				

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 ㎡	10aあたり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現況				
計	筆	㎡	(田	㎡、畑	㎡、採草放牧地			㎡)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

提出先：

法定協議事前調整申出書

申出年月日 平成 年 月 日

申出者名 印

1 事業計画者	住所 担当者及び電話番号						
2 当該計画に係る事業目的				申出に係る権利	(所有権の移転・・・)		
3 候補地の概要	所 在	都府 市町 大字 道県 郡村					
	位 置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)					
	地目別面積 (概要でも可)及び生産状況	田	畑	小 計	採草放牧地	そ の 他	合 計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(生産状況)	(樹園地であるときは、樹種及び生産状況)		(生産状況)		
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類及び数量(概要)							
4 事業計画	建設計画	期 別	第 1 期	第 2 期	～	～	合 計
		期 間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月			
		建 物	棟 / m <sup>2</sup>	棟 / m <sup>2</sup>	棟 / m <sup>2</sup>	棟 / m <sup>2</sup>	棟 / m <sup>2</sup>
		工 作 物	件 / m <sup>2</sup>	件 / m <sup>2</sup>	件 / m <sup>2</sup>	件 / m <sup>2</sup>	件 / m <sup>2</sup>
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	m <sup>3</sup>
排水予定地			排水処理方法		排水日量	m <sup>3</sup>	
道路等関係施設計画							
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり(別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)						
6 候補地に関する土地改良事業	事業施行者		事業の種類		候補地に関する面積		
					m <sup>2</sup>		
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無		計画区域内		計画区域外		
	都市計画法第8条の地域、地区の決定		地域地区の種類		決定なし		
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項 (記載要領)							

- 1 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 2 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。(添付書類)
- 1 事業計画地を表示(事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示)した縮尺1/10,000程度以上の図面(縮尺1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)
  - なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。
  - (1) 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
  - (2) 道路、排水路等の予定地、取水地点等
  - (3) 計画地の周辺(おおむね直径1km以内の範囲)の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
  - (4) 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
- 2 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図(縮尺1/500～1/2,000)(申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- 3 その他参考となるべき資料

様式第9号の1

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

平成 年 月 日

農業委員会受付印

農業委員会会長 殿

届出人

印



下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定によって届け出ます。

記

1 届出人の住所等	住 所							職業	年齢		
	市 町 番地			郡 村 番 号							
2 土地の所在等	土地の所在			地目		面積	土地所有者		耕作者		
	市町村	大字	字	地番	登記簿		現況	氏名	住所	氏名	住所
	計	m <sup>2</sup> (田		m <sup>2</sup> 畑		m <sup>2</sup> )					
3 転用計画	(1) 転用の目的						届出人訂正欄				
							字 抹 消 字 ぞう 入		漢数字を使用する		
	(2) 転用の時期		工事着工時期				平成 年 月 日				
			工事完了時期				平成 年 月 日				
(3) 転用の目的に係る事業又は施設の概要		事業又は施設の種類		数量(棟数)	建築面積	所要面積	取水・排水施設等		届出人印		
4 転用することによって生ずる付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要								農業委員会確認欄			
								字 抹 消 字 ぞう 入		届出人は記入しない	
農委第 号						農業委員会訂正欄					
上記による届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項の規定により通知する。						字 抹 消 字 ぞう 入		届出人は記入しない			
平成 年 月 日											
農業委員会会長											
						平成 年 月 日 訂正、再交付					

※届出の効力発生日は、届出書が到達した日となる。

## 様式第9号の1

### 〔記載要領〕

- 1 氏名を自署する場合においては、捺印を省略することができる。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。
- 4 「2 土地の所在等」については、「地番」と「面積」のみの訂正はできない。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

農業委員会受付印

平成 年 月 日

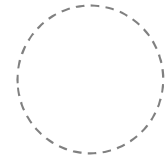
農業委員会会長 殿

譲受人

印

譲渡人

印



下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定し(移転)したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって、届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名			住所			職業	年令			
	譲受人											
	譲渡人											
2 土地の所在等	土地の所在				地目		面積	土地所有者		耕作者		
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所	
							m <sup>2</sup>					
	計	m <sup>2</sup> (田)		m <sup>2</sup> 畑		m <sup>2</sup>						
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の期間		権利の存続期間		その他		届出人訂正欄	
	所有権	賃貸借	設定 移転								字抹消 字そう入	
4 転用計画	(1) 転用の目的			(2) 開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号					届出人印		漢数字を使用する	
	(3) 転用の時期			工事着工時期		平成 年 月 日						
				工事完了時期		平成 年 月 日						
	(4) 転用の目的に係る事業又は施設の概要			事業又は施設の種類の数量(棟数)		建築面積		所要面積		取水・排水施設等		農業委員会確認欄
				m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				字抹消 字そう入		
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要											届出人は記入しない	
<p style="text-align: center;">農委第 号</p> <p>上記による届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日 にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農業委員会会長</p>										農業委員会訂正欄		届出人は記入しない
										字抹消 字そう入		
										平成 年 月 日		訂正、再交付

※届出の効力発生日は、届出書が到達した日となる。

## 様式第9号の2

### 〔記載要領〕

- 1 氏名を自署する場合においては、捺印を省略することができる。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができる。
- 4 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。
- 5 「2 土地の所在等」については、「地番」と「面積」のみの訂正はできない。

様式第9号の1・第9号の2-②

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	押印	住所	職業	年齢
譲受人					
譲渡人					

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	土地の所在				地目		面積 (㎡)	土地所有者		耕作者	
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
計	筆	㎡ (田			㎡、畑		㎡、採草放牧地		㎡)		

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。



## 農地法施行規則第5条第1号で定める農業施設の転用除外の事案の事務処理 について

平成元年10月5日 農政第812号  
沖縄県農林水産部長から各農業委員長あて

最近、農業者が2アール未満の農地を農作物の育成等のための農業用施設用地に転用する場合には農地法施行規則第5条第1号の規定により農地法第4条の規定による農地転用許可が不要であることを奇貨として一連の転用行為を進める中で他用途に意図的に変更する極めて計画的かつ悪質な事態が発生している。

このような事態は、農地法の励行上はもちろんのこと、県土の計画的、合理的な利用の面から看過し得ないことであります。

このような事態を未然に防止するため、今般、農業委員会における事務処理を別紙のとおり転用事業者により文書を提出させ、それにより事業内容、必要性、規模を把握し許可不要であることを確認することと定めたので、今後はこれにより取り扱われたい。

※ 農地法施行規則 第5条第1項→第29条第1項

確 認 願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出人 住所

氏名

印

私が行う下記の転用行為は農地法第4条の規定に基づく転用許可の必要がないことを確認願います。

記

- 1 農地所在
- 2 地 目 台帳 現況
- 3 面 積  $m^2$
- 4 利用状況
- 5 耕作者氏名
- 6 転用目的
- 7 建築面積
- 8 所要面積
- 9 転用時期

第 号  
平成 年 月 日

上記とおりに相違ないことを確認します。

農業委員会会長

印

※添付書類は、①土地登記簿謄本 ②公図(写) ③計画図とする。

一時転用承認願申請書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所  
氏名 印

下記のとおり一時転用をしたいので承認されたく申請します。

- 1 目的
- 2 申請地を選定した理由（事業所等との位置的關係等）

3 当事者の住所、氏名、職業

当事者	住 所	氏 名	印	職 業
借 主				
貸 主				

4 申請地

土地の所在			地 目		面積 (㎡)	利用 状況	耕作者 氏 名	建築 面積 (㎡)	所要 面積 (㎡)
大字	小字	地番	登記簿	現況					

5 転用することによって、生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

6 転用の期間

(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

7 添付書類

- ① 国、県又は市町村が当該申請地を確保していることが確認できる書面  
仮設図（国、県又は市町村が当該公共事業において必要な一時転用の用地を示した図）  
・土地契約書等の写しなど
- ② 農地の復元計画書

\_\_\_\_\_ 以下は記入しないでください。 \_\_\_\_\_

第 号

上記のとおり下記条件を付して承認します。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

承認条件

- 1 承認の内容と異なった目的、施設に使用しないこと。
- 2 転用期間内に農地に復元し、復元した時の状況を報告すること。（現場写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件承認書の写しを添付すること。）

**農地転用事業計画変更承認申請書**

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 氏名 印

下記のとおり事業計画を変更したいので承認されたく申請します。

1 申請人の住所等	住 所	氏 名	職 業	年 令
2 当初の転用計画及び許可を受けた土地	転用目的			
	権利の種類	所有権・賃借権・使用貸借権・その他( )		
	土地の所在	地番	面積	地目 登記簿 現況
				その他
	計	m <sup>2</sup> (田	m <sup>2</sup> 、畑	m <sup>2</sup> 、採草放牧地 m <sup>2</sup> )
3 許可年月日	平成 年 月 日 (沖縄県指令農第 号)			
4 当初計画に従った事業実施状況				
5 当初計画が遂行できなくなった理由				
6 変更後の転用計画の緊急性及び必要性				
7 変更後の転用計画	転 用 目 的			
	権 利 の 種 類	所有権・賃借権・使用貸借権・その他( )		
	工 事 計 画	第1期 年 月 日～ 年 月 日		第2期 年 月 日～ 年 月 日
		名称	棟数	建築面積
	土 地 造 成			m <sup>2</sup>
	建 築 物			m <sup>2</sup>
	工 作 物			
	合 計			m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
	資 金 計 画			
	取 水 計 画			
	排 水			
	付近の土地・作物家畜等の被害防除施設の概要			
	その他参考となるべき事項			

沖縄県指令農第 号

上記のとおり承認する。

平成 年 月 日

沖 縄 県 知 事

農地転用事業計画変更承認申請書								
平成 年 月 日								
沖縄県知事 殿		当初計画者氏名				㊟		
		事業承継者氏名				㊟		
下記のとおり事業計画を変更したいので承認されたく申請します。								
1 申請人の住所等	区 分	住 所			氏 名		年齢	職業
	当初計画者							
	事業承継者							
2 当初の転用計画及び許可を受けた土地	転用目的							
	権利の種類	所有権・賃借権・使用貸借権・その他 ( )						
		土地の所在	地番	面積	地 目		そ の 他	
					登記簿	現 況		
計	㎡(田		㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡)			
3 許可年月日	平成 年 月 日 (沖縄県指令農第 号)							
4 当初計画に従った事業実施状況								
5 当初計画が遂行できなくなった理由								
6 変更後の転用計画の緊急性及び必要性								
7 変更後の転用計画	転用目的							
	権利の種類	所有権・賃借権・使用貸借権・その他 ( )						
	工事計画	第1期( 年 月 日～ 年 月 日)			第2期( 年 月 日～ 年 月 日)			
		名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積
	土地造成			㎡				㎡
	建築物			㎡			㎡	
	工作物							
	合計			㎡	㎡		㎡	㎡
	資金計画							
	取水排水計画							
付近の土地・作物家畜等の被害防除施設の概要								
その他参考となるべき事項								

沖縄県指令農第 号 上記申請のとおり承認する。 平成 年 月 日 沖縄県知事	
---	--

### 農地転用事業計画変更承認申請に係る意見書

平成 年 月 日

農業委員会

	住 所		氏 名		職 業	備 考
当初計画者						
事業承継者						
当初計画	許可年月日	平成 年 月 日	許可番号	沖縄県指令農第 号		
	転用目的					
	土地の所在					
変更計画	変更後の転用目的					
	工事計画	着 工	平成 年 月 日	完 了	平成 年 月 日	
1 許可の取消処分を行っても、旧所有者によって農地として、有効に利用すると認められない理由	農地転用許可基準からみた意見				1 農地の区分	
2 許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失と認められない理由					2 転用目的	適 当 不 適 当
3 変更後の転用事業が変更前に比べて、緊急性及び必要性があると認められる理由					3 計画面積	
4 変更後の事業計画の実現が確実と認められる理由					4 位 置	
5 変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前に比べて、同程度と認められる理由					5 用 排 水	
許可地の状況					6 被 害 防 除	
					7 そ の 他	
他の法律の許認可関係						
総合意見	承 認 不 承 認	意見決定の理由				
変更承認にあたり留意すべき事項						

様式第11号の4

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 あて

農業委員会会長名 印

農地転用事業計画変更承認申請書について（進達）

みだしのことについて、別添のとおり申請がありますので、意見を付して進達します。